

第18号

2006.5.20

# れんめい

発行 日本歯科技工士連盟  
東京都新宿区市谷左内町21-5  
日本歯科技工士会館内

発行人 奥村厚史

編集 日本歯科技工士連盟

発行日 平成18年5月20日(土)

## 中西しげあき次期参院選組織内推薦候補者、 中国・四国地方各県に支援を要請!!



▲ガンバローコール in 倉吉



▲鳥根の会員の皆様と



▲鳥取の会員の皆様と



▼会員ご子息と記念撮影、ホッとする一瞬でした

日本国民の多くが楽しみにしている、ゴールデンウィークの最中、次期参院選の日技連盟推薦者である日本歯科技工士連盟中西しげあき会長が、鳥取、島根、山口、広島、岡山、高知(四国ブロック時局講演会を含む)各県歯科技工士連盟等へ次期参院選選挙における支援要請のため訪れた。

筆者(日技広報担当常務衛藤勝也)は、鳥取と島根に同行したので、紙面をお借りし報告する。

四月二十九日午後一時に中西候補予定者は鳥取空港に降りた。その後、休む暇もなく鳥取市内において、日本歯科技工士会会長として

「日本歯技」に掲載する昭聞庵の対談のため、県内の若い歯科技工士三名(男性二名、女性一名)と対談された。参加者は中西会長との対談とあつて少々緊張気味であったが、一時間を経過したころにはいい内容の対談ができ、最後は全員で昨秋行われた日技創立五十周年記念式典のDVDを鑑賞した。

その後、車で約一時間かけて倉吉市に移動、午後六時より倉吉市シティーホテルにて「第二十二回放射線技師総合学術大会及び第三回日韓台合同学術大会in米子決起集会」のパーティーに、

「保険・医療・福祉を支援する我々専門職が力を合わせて、現場における問題点を改善するため、我々の声を政治の場に届けたい」と

中西しげあき候補予定者は「放射線技師会を政治の場に届けたい」と

熊谷和正会長は挨拶の中で「二十一世紀の医療と福祉を支える会」の発足について説明し、次期参院選の医療と福祉を支える会の組織内候補者として中西しげあき候補予定者の名前を挙げ壇上へと案内した。

中西しげあき候補予定者は「保険・医療・福祉を支援する我々専門職が力を合わせて、現場における問題点を改善するため、我々の声を政治の場に届けたい」と

会場に支援を訴えた。その後、熊谷和正会長は「次々回には放射線技師連盟より候補者を擁立したい」との決意を述べた。

乾杯の後、中西しげあき候補予定者は会場の全員、一人ひとり挨拶、握手をして回り、多くの出席者より暖かい応援と激励の言葉を頂いた。

パーティーも終盤に差し迫ったところ、鳥取県技師会連盟川島環会長が放射線技師会の方々に押し付けられた、ガンバローコールを行った。このガンバローコールは大変迫力があり会場は最高に盛り上がり、なんと会場からアンコールの声もあつて、盛会の中に散会となった。

三十日は朝より倉吉市から米子市へと車で移動。午前中は会員及び未入会員が集まっていたいただき支持を訴えた。昼食時、鳥取県技師連盟所属の会員のご子息を中西候補予定者が抱き上げ記念写真を撮影、リラック



▲放射線技師総合学術大会懇親会にて熊谷会長と

### 回放射線技師総合学術大会 回日韓台合同学術大会in米子 決起集会

と説明され、二時間の間には出席者より質問もあり、意義深い会合となった。

五月一日の朝、筆者は中西候補予定者と別れたが、中西候補予定者は本連盟小村純二総務(島根県技師連盟会長)と島根県を精力的に回り支援を要請されたと聞いている。

その後、中西候補予定者は五日まで、山口、広島、岡山、高知へと支援を訴え訪問された。

中西候補予定者の気力、体力、精神力には頭が下がる思いである。まさに超人的なスケジュールだ。しかし、残り約一年、中西候補予定者には我々歯科技工士の代表として頑張ってもらいたい。そして、会員をはじめとする歯科技工を業とする皆さんは、その活動を支え、業界を良くしていただきたい。

今回の訪問で本当にたくさんの方の皆さんに、放射線技師会の方々に御世話になった。改めてこの場を借りて御礼申し上げる。



# 「新会社法」あれこれ

新会社法が、本年5月1日に施行の運びとなった。これまで商法第2編、有限会社法、商法特例法など様々な法律に分散していた法体系を一つにまとめ、再編した会社法が、昨年6月29日に成立（通称、新会社法）。これを機に、会社設立や運営方法がより柔軟で選択肢が増えた。新会社法のポイントとは、これ！

## 4大特徴

- 1 条文がカタカナからひらがなに  
起業が簡単になった
- 2 M&A（合併と買収）が柔軟になった
- 3 合同会社、LLP（有限責任事業組合）、  
会計参与の新設

## Point!

### 1 有限会社の廃止

有限会社は、非公開・中小企業を想定し、同じ有責任タイプの子会社と比べて簡易な規制を選択することができました。機関設計における規制の差（有限会社は取締役を設置できない、監査役は任意で設置、取締役は1人以上、取締役・監査役の任期は無制限）の他にも、最低資本金が300万円より（株式会社は1000万円必要）、決算公告を行わなくてよい（株式会社は決算公告を行わなければならない）などの違いがありました。

しかし、実際には、有限会社は株式会社と比べて信用力が劣るとい認識から、小規模の企業であっても株式会社を選択するという事態が生じ、実態として有限会社とは差がない株式会社が増加してしまっているように見えます。

このような状況を踏まえ、新会社法では、有限会社制度を廃止して株式会社制度に一本化します。さらに株式譲渡制限会社においては、株式会社でありながら現行の有限会社に準じた簡易な規制を選択することができるようになります。

- Q** 有限会社制度が廃止されるそうですが、既存の有限会社はどうなるのですか。
- A** 特例有限会社制度により、新会社法施行後も有限会社の商号をそのまま使用することが認められます。株式会社の商号を使用する通常の株式会社に移行することももちろん可能です。

### ねらい

新会社法では、会社類型の選択の硬直化・規制の形骸化を踏まえて、有限会社制度が廃止され株式会社制度に一本化されます。ただし、既存の有限会社については「特例有限

会社制度」が適用され、引き続き「有限会社」の商号使用が認められるなど、これまでの規律を維持するための必要な経過措置が設けられます。また、株式譲渡制限会社へ移行することで、株式会社の商号を使用しながら、これまでの有限会社制度に準じた簡易な規制を選択することも許容されます。

●有限会社の新設はできなくなる  
新会社法施行後に会社を設立する場合は、特例有限会社制度は適用されないため、有限会社を新設することはできなくなります。  
特例有限会社制度により、既存の有限会社の規制が強化されることはない。  
いつでも通常の株式会社へ移行することが可能！

### ●特例有限会社

- Q** 特例有限会社となるためには、何か手続きが必要ですか。
- A** 特例有限会社となるために特段の手続き等は必要なく、存続期間の制限もありません。

### ねらい

新会社法施行後も有限会社の名称と実態を変えないで会社を存続させたいというニーズに配慮して、新会社法では特例有限会社制度が設けられました。既存の有限会社は、新会社法の施行により自動的に特例有限会社に移行することとなり、そのため定款変更や登記申請等は原則として不要です。また、特例有限会社としての存続期間について、特に制限は定められていません。

### ●特例有限会社の規制

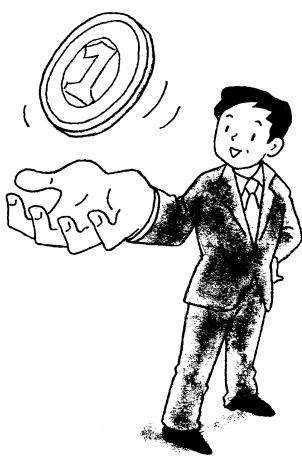
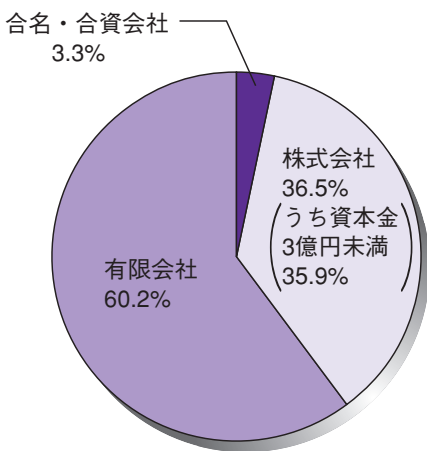
- 特例有限会社には、基本的にこれまでの有限会社と同じ規制が適用されますが、一部次のような相違点があります。
- これまで50名とされていた社員の員数制限が廃止。最低資本金制度も撤廃。
  - 新株予約権や社債の発行が可能に。
  - 特例有限会社として存続するために、特別な手続は不要！

### ●特例有限会社の法的位置付け

特例有限会社は、会社法上は株式会社となり、経過措置で「有限会社」の商号の継続使用や従前の規律の維持が認められるという位置付けになります。新会社法施行後は、「有限会社の定款」は「株式会社の定款」に、「社員」は「株主」に、「持分や出資口数」は「株式や株式数」と読み替えられることとなります。

＜株式会社数と有限会社数＞  
株式会社の数は約115万社といわれていますが、そのうち資本金3億円未満の会社が約113万社（株式会社の98.3%）とされています。このように、株式会社の大半は中小企業が占めています。  
一方、有限会社の数は約189万社といわれています。（平成16年12月末現在）

会社の構成比率



## 2 資本金は1円でOK

**Q** 資本金特例制度をつかって、2003年に資本金1円で株式会社を設立しました。新会社法では、資本金が1円でもいいと聞きました。私のような1円会社は、やはり5年後までに資本金を1,000万円に増やす必要はあるのでしょうか？

**A** いわゆる1円会社は、定款に「解散事由」を定めて、登記しています。新会社法の施行後に、この「解散事由」の規定を削除し、会社の暦本からも削除する登記をすることにより、「5年後の解散」の規制を取り払うことができます。

### 解説

① 現行法による1円会社  
1円会社は、新事業創出促進法のもとで、一定の要件を満たせばつくれます。しかし、いまの商法では、最低資本金の規制が生きているので、これはあくまでも「特例」措置なのです。この特例でつくられた株式会社は、資本金を1,000万円以上に増やすか、合名会社等に組織変更をするかをしないで、5年を経過してしまつたら会社を解散することされています。

### ② 新会社法では1円会社が恒久化

「株式会社をつくる際には、最低でも1,000万円を資本金として払い込まないといけない」この常識が、新会社法ではくつがえります。新会社法では、株式会社（施行後には、有限会社はつくれません）をつくるにあたり、出資すべき額について「下限額の制限を設けない」とされています。これは、要するに「出資すべき額はいくらでもいい。1円でもいい」ということを意味しているのです。  
最低資本金の規制が撤廃されたことにより、いわゆる1円会社の設立が可能になります。しかも、期限付きの特例ではなく、恒久的に認められることとなります。

### ③ すでにある1円会社はどうなる？

すでにある1円会社については、どうなるのが気になるところです。特例を受けてつくった会社は、設立の時に作成した会社の定款に「資本金を増やせず、組織変更もしなかつたら、5年を経過したときに解散すること」を定め、これを登記することになっています。登記簿謄本にもそのことがちゃんと記載されています。  
資本金を増やすことなく5年後の解散を免れるためには、新会社法が施行されたら、株主総会で、この「解散の定め」を定款から削除するよう決議をし、登記簿からも削除してもらうよう登記申請することが必要です。この手続きによって、現状の資本金のまま株式会社をずっと続けることができるようになります。

新会社法では、最低の資本金という規制自体がなくなりますので、解散事由の定款変更と削除の登記をすれば、5年以内に資本金を増やす必要もなく、ずっと1円会社のままでもいいこととなります。

### 【総論】

「解散事由の定款変更」と「削除の登記」により、資本金1円で株式会社を続けられます。

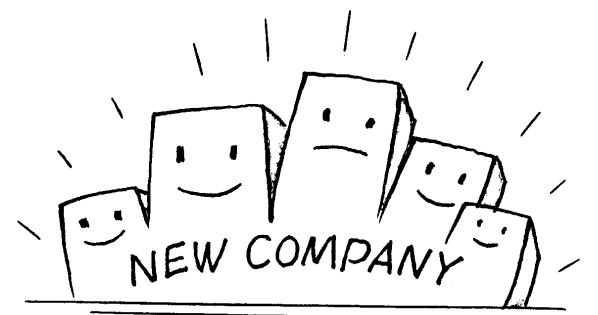
### 株式会社制度と有限会社制度の統合

		これまでの株式会社	これまでの有限会社	新会社法での「株式会社」
根拠法令		商法第2編、商法特例法	有限会社法	新会社法
最低資本金		1,000万円	300万円	なし
機 関	取締役会	必ず設置	設置できない	任意で設置(※1)
	監査役	必ず設置	任意で設置	取締役会を、置かない場合は1人以上(※1) 置く場合は3人以上
	取締役の数	3人以上	1人以上	取締役 原則2年 監査役 原則4年 ただし、定款で定めればそれぞれ最大10年まで延長可能(※1)
	取締役・監査役の任期	取締役2年 監査役4年	制限なし	会計参与の設置が可能
	その他	-----	-----	発行可能 (特例有限会社も発行可能)
そ の 他	社債・新株予約権	発行可能	発行不可能	あり
	決算公告の義務	あり	なし	あり
	会計監査人制度	大会社(※2) 必ず設置  中会社(※3) 任意で設置	なし	大会社(※2) 必ず設置 それ以外の会社 任意で設置
	株主ごとの異なる取扱いの定め	定款に置けない	定款に置くことが可能	定款に置くことが可能(※1)

- (※1) 株式譲渡制限会社の場合
- (※2) 資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社
- (※3) 資本金1億円超5億円未満かつ負債総額200億円未満の株式会社

特例有限会社と株式譲渡制限会社は、それぞれ次のような特徴があります。

- 特例有限会社のまま存続するメリット**  
取締役、監査役の任期に制限がない  
決算公告義務がない  
慣れ親しんだ商号を引き続き使用でき、商号変更に伴うコスト(名刺・看板・ハンコの変更費用等)も不要。
- 株式譲渡制限会社へ移行するメリット**  
対外的信頼性の向上が期待できる。  
会計参与、会計監査人を設置できる。



### 3 取締役は1人でもよい(公開会社は除く) 4 公開会社と株式譲渡制限会社

Key Word ..... 株式譲渡制限会社

**Q** 現在、株式会社を経営しておりまして、名目上3人の取締役を置いていますが。新会社法では「取締役は1人でもよい」と聞いたのですが、本当でしょうか?そもそも「株式譲渡制限会社」とは何なのでしょう?

**A** はい。「株式譲渡制限会社」ならば、「取締役1人」の株式会社も認められます。「株式譲渡制限会社」とは、株式を売る際に、定款で「会社の承認が必要である」と定めてある株式会社のことをいいます。会社の株式を売ってはいけない会社ではなく、会社の株式を売ってもよいのですが、そのときには「会社の承認を得る」という制限がある会社です。

**【参考】** 既存の有限会社では、社員以外の者に対する持分の譲渡は、社員総会の決議が必要で、つまり、売る際には制限がかかります。

### 解説

今度の改正では、株式会社の取締役や監査役の数、任期等について、「株式譲渡制限会社」か「それ以外」かに区分して取扱いを決定しているので、「株式譲渡制限会社」は今回の改正のキーワードです。

**① 株式会社の99%は株式譲渡制限会社**  
会社の定款を見てください。株式を上場・登録していない会社は、定款の第7条あたりに「当会社の株式を譲渡するには当会社の取締役会の承認を得なければならない」という規定をたいてい設けています。この規定を設けている会社は、そのことを登記しなければならぬので、会社の謄本にも記載されています。

**② 譲渡制限の規定をなぜ設けるのか?**  
株式は自由に売買できるのが原則です。しかし、株主が株式を誰かに売った結果、会社にとって迷惑な人物が新たに株主となることもあり得ます。これを阻止するために、「株式譲渡制限」の規定を定款に定めることが認められています。ただし、会社は株式の売買自体を制限することはできません。

株主が株式を誰かに売却しようとする場合には、会社にその売却について承認を受けなければなりません。会社がその売却を認めない場合には、株主は会社に新たな売却先を指定してもらうこととなります。

**③ 譲渡制限会社については取締役1人でOK**

新会社法では、株式譲渡制限会社は「有限会社型の株式会社」という位置づけになります。株式譲渡制限会社は、実態として経営と所有が分離してないと考えられるので、定款によって柔軟な会社の機関の設計が認められます。具体的には、次のとおりです。

- 取締役3人以上で構成される取締役会の設置の規制をはずして、取締役1人でもよいこととする。これにより名目的な取締役や監査役を設置しなくてもよい。
- 取締役・監査役の任期は、定款で定めれば最大10年までの任期とすることが可能。

### 【結論】

上場会社を目指すわけであれば、取締役を1人にできます。

### 5 合同会社(日本版LLC)

有限責任社員のみで構成される新たな会社類型「合同会社」(日本版LLC)もスタート。社員1人での設立・存続も認められる。ジョイントベンチャー、専門家集団の起業に有益と期待。



# 所得税法の一部が改正される!!

第164回通常国会で、所得税法等の一部を改正する等の法律案が可決成立した。  
ここに注目すべき改正があるので報告する。

※役員給与の損金算入のあり方の見直し

本年5月施行の新会社法において、役員報酬・賞与が職務執行の対価として一本化され、一方で最低資本金要件の廃止等により個人事業者が法人形態を選択することが容易化。このため、従来損金算入が認められていなかった臨時給与（ボーナス）

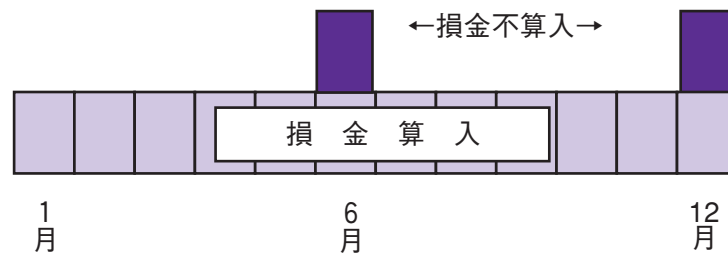
について、あらかじめの定めがあれば損金算入を認めることとする一方、実質一人会社（低所得の会社等を除く）について、節税目的の法人成りを抑制する観点から損金算入方法を適正化する。

## 改正の概要

### (1) いわゆる定期定額要件の緩和

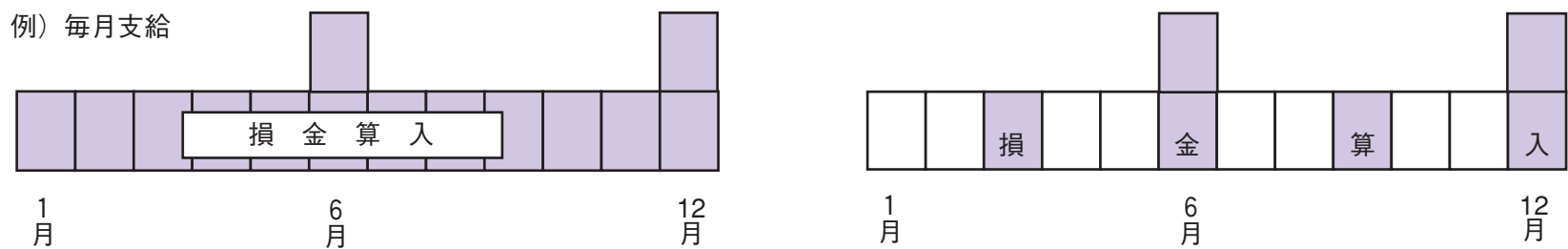
[現行]

一月以内の期間を単位として、定期的に同一の額を支給する役員給与を損金算入



[改正後]

あらかじめの定めに基づいて確定時期に確定額を支給する役員給与を損金算入（年2回のボーナス等）



あらかじめの定めがあれば 損金算入可能

### (2) 実質一人会社の社長報酬の損金算入に係る適正化

[現行]

個人事業者が法人形態をとれば、オーナー社長報酬につき、法人段階で損金算入、個人段階で給与所得控除が利用可能（「経費の二重控除」）。新会社法で最低資本金要件等が撤廃、節税目的の法人成りが容易化。



[改正後]

実質一人会社\*のオーナー社長報酬につき、給与所得控除相当分を、法人段階で損金不算入とする。

※同族関係者で株式の90%以上保有し、常務に従事する役員の過半を占める会社

※適用除外:

- ①所得（課税所得とオーナー社長報酬の合計額）が800万円以下の場合
- ②所得3000万円以下で、社長報酬の占める比率が1/2以下の場合

〈改正の効果〉中小企業のニーズに応じた役員給与の支給、節税のための法人成りの抑制が可能となる。



●実質一人会社の社長報酬（給与所得控除分）が損金算入できなくなる

実質一人会社のオーナー社長の報酬については、給与所得控除相当分が法人において損金算入できないこととなります。

実質一人会社とは、役員および同族関係者等が発行済株式総数の90%以上を保有し、かつ常勤の役員が過半数を占める会社を指します。

ただし、次のような場合は、従来どおり損金算入できます。

- その同族会社の所得金額とオーナー社長の報酬の合計額の直前3年以内の平均額が年800万円以下の場合
- その平均額が年800万円超3000万円以下でその平均額に占める社長報酬の割合が50%以下の場合

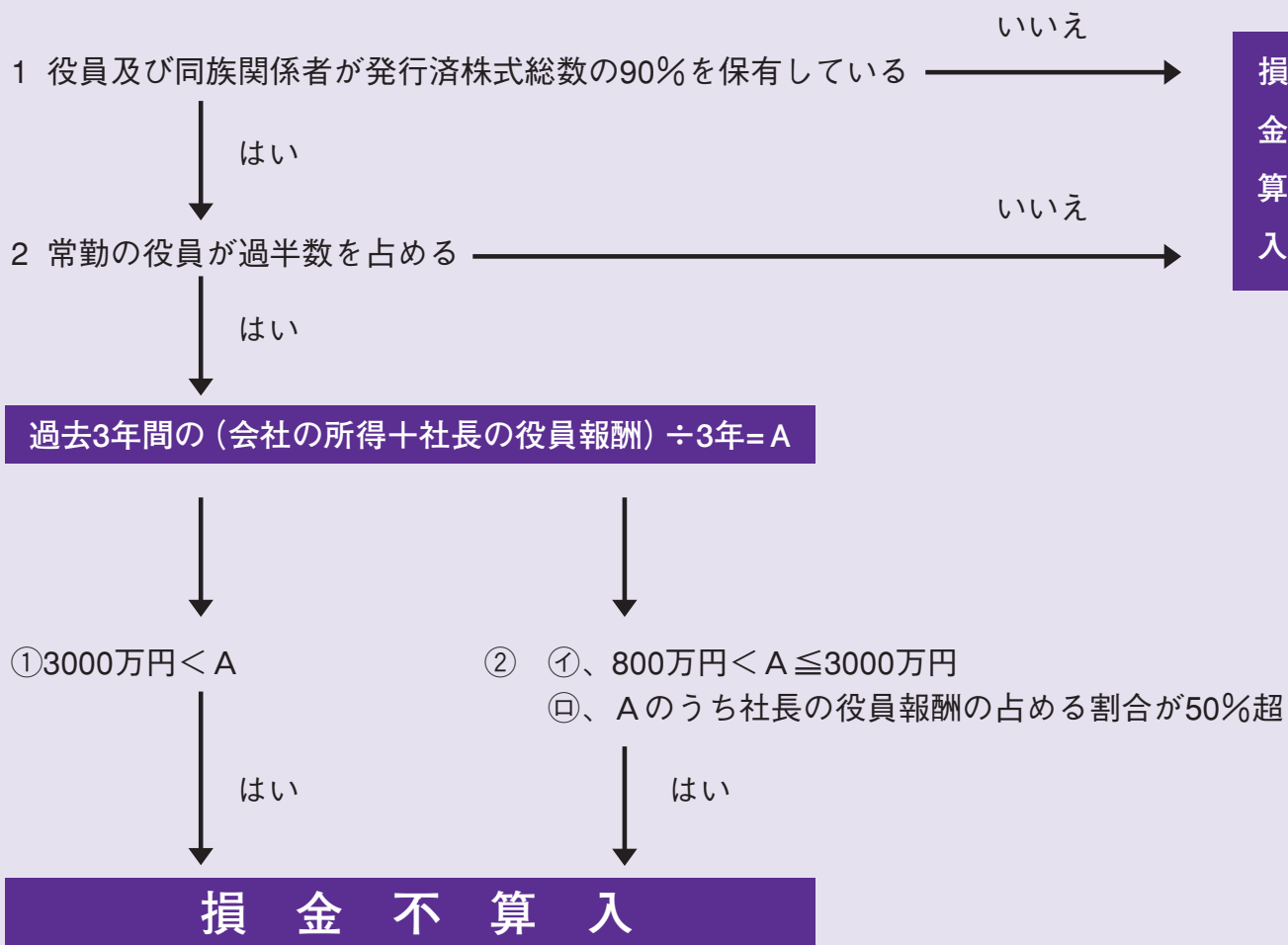
以上の適用は、平成18年4月1日以後開始する事業年度からです。

日本には200万社以上の法人があり、その大部分は同族会社と言われている。

特筆すべきは、会社が赤字決算でも、一定の要件を満たせば、社長の報酬の一部が会社の所得となり、法人税が課税されるということである。

詳細は早急に税理士等に相談をされたい。

実質的な一人会社のオーナー役員への役員給与の損金算入のフローチャート



損金不算入額

- ①社長の役員報酬の支給額 \_\_\_\_\_ B \_\_\_\_\_ 円
- ②給与所得の金額  
 6,600,000円 ~ 9,999,999円 →  $B \times 0.9 - 1,200,000$  = \_\_\_\_\_ 円  
 10,000,000円 ~ →  $B \times 0.9 - 1,700,000$  = \_\_\_\_\_ 円
- ③ ①-②=損金不算入額として加算（社外流出）

注意事項

赤字でも報酬が800万円超は適用あり  
 例 赤字でも社長報酬が800万円であると給与所得控除分（200万円）が損金不算入となり、法人税が課税される場合がある。

対策として

- 同族関係者以外の資本持分の11%以上を他人に出資してもらう
- 同族関係者以外の常勤役員を増やす等

●節税目的の会社設立に待ったがかかる

Q 個人事業よりも、会社を設立して役員給与をとる方が、節税になると聞いています。これは、どういう仕組みなのでしょう？

A 会社にして役員給与をとると、給与所得の概算経費がつかえる分だけ、節税になります。しかし、今度の税制改正で、この節税目的の会社設立に「待った」がかかります。つまり、法人税に「役員給与の給与所得控除相当額損金不算入」という規定が新設される予定なのです。

これは「一定の同族会社のオーナー経営者の役員給与については、給与所得の概算経費分に法人税を課しますよ」というものです。  
※この改正は、新しく設立する会社だけでなく、既存の中小企業にも関係します。

●「役員給与」の税制改正、対応策はありませんか？

Q 「役員給与の給与所得控除相当額損金不算入」という規定が新設されると聞きました。これは非常に痛い改正です。できれば適用を避けたいものです。既存の中小企業は、どうすればよいでしょうか？これから会社設立をする人は、どうすればよいのでしょうか？

A 既存の中小企業の方は、顧問税理士とじっくり相談の上、必要であれば回避策を検討しましょう。これから会社設立を考えている方は、節税だけが目的だったのであれば、「法人成り」について事業のあり方も含めて、再検討しましょう。

既存の中小企業の対応策

仮に適用対象法人ならば、業務主宰役員は年俸1,200万円増税額は約69万円になる今回の増税。これは回避したい、と思うのが自然です。そこで、適用要件を見てみると、いくつか回避策が考えられます。

【回避策1】身内以外に株式の一部を渡す

同族関係者以外の人に、株式の10%超を譲渡または贈与します。この場合、譲渡時の価格が適正(時価)かどうかポイントになります。そして、実態が伴った譲渡であるかどうかポイントです。(譲渡契約書、取締役会議事録、譲渡対価の授受など)その後、きちんと税務申告(株式譲渡所得、贈与税等)もしましょう。また、株主権を譲り渡すのですから相手は慎重に選び、必要以上に多く渡すすぎないようにしましょう。

※親類以外であっても、事実上婚姻関係と同様の事情にある者等一定の人への譲渡については、同族関係者等への譲渡になりますので注意しましょう。

【回避策2】役員を増やす

業務主宰役員等が「常務に従事する役員」の半数以下であればこの規定の適用除外となります。そこで、従業員の中に経営上重要なポジションにいる人がいれば、その人を役員に登用するのも一つの手です。この場合には、必ず役員就任予定者に、取締役の義務や責任について説明し、承諾を得るようにはしましょう。

「常務に従事している役員」であることがポイントなので、各目だけの役員を登記しても、意味はありません。

◆否認される可能性も…

これらの回避策は、形式も実質も満たしながら実行しなくては税務調査で否認される可能性大です。そのため、節税本や節税コンサルタントのアイデアに安易に飛びつかず、顧問税理士等によく相談し、要件を満たすよう慎重に準備したうえで、回避策を行いましょう。

オーナー役員の報酬の損金不算入によるシミュレーション計算書

平成18年度の税制改正で、同族会社のオーナー役員報酬の一部(給与所得控除額相当)が損金算入されなくなる法案が提出されました。さて、あなたの会社にとって、負担が増えるかどうか。増えたとすれば、どれだけ増えるのか、計算してみてください。

計算してみよう

あなたは会社の持株の90%以上は、同族一族で所有していますか

YES

NO

下記表の①～③、⑤～⑦を数字で入力して下さい。

増税にはなりません

(単位：万円)

	会社利益 (税引前)	役員報酬 (主宰する役員)	合計
A. 前々々期 (3期前)	① 0	⑤ 876	⑨ 876
B. 前々期 (2期前)	② 544	⑥ 798	⑩ 1,342
C. 前期	③ 125	⑦ 876	⑪ 1,001
D. 合計 (A+B+C) ÷ 3	④ 223	⑧ 850	⑫ 1,073.0

※会社利益で、欠損金のある期の場合は、マイナス入力して下さい。

増税となる額の計算

- 当期の役員報酬 (主宰する役員) ⑦ 876万円
  - 同上の給与所得控除額 ⑬ 208万円
  - 増加する法人税等の計算 ⑭ 89万円
- (給与所得控除額 × 実効税率43%)

左記入カデータでは増税になります。下記の根拠ケースの※2)の(1)をご参照下さい。

※増加する法人税等は目安ですので実際の税額とは異なります。  
※⑭は5ページの損金不算入額の求め方を参考にして下さい。

※1) 適用されない場合

- (1) 三期平均額 (上記⑫) が、800万円以下の場合
- (2) 三期平均額 (上記⑫) が、800万円超3000万円以下で、平均額に占める役員報酬 (上記⑧/⑫) が50%以下の場合

※2) 適用される場合

- (1) 三期平均額 (上記⑫) が、800万円超3000万円以下で、平均額に占める役員報酬 (上記⑧/⑫) が50%超の場合
- (2) 三期平均額 (上記⑫) が、3000万円超の場合

正確な増加する法人税等(法人税・法人住民税・法人事業税等)については、関与する税理士等にご相談の上金額を求めてください。